

水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）策定に当たっての視点等

＜計画の背景等＞

＜新たな基本計画の視点＞

＜目指す姿＞

みやぎ海とさかなの県民条例

3つの基本理念

【理念1】
水域環境の保全や水産資源の持続的な利用を図り、安全で良質な水産物を安定供給すること
(条例第3条第1項)

【理念2】
地域社会を支える活力ある産業として発展するよう地域特性を生かした健全な経営の確立並びに組織及び後継者の育成を推進すること
(条例第3条第2項)

【理念3】
漁業地域が自然と共生し多面的機能を十分に発揮する地域として発展すること
(条例第3条第3項)

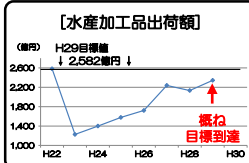
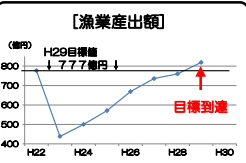
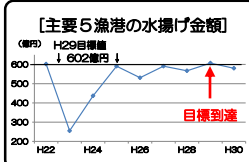
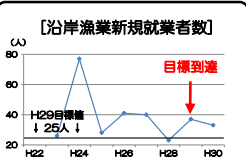
理念を実現するための主要方策

- ① 安全で良質な水産物の安定的な供給
- ② 水産物の持続的かつ安定的な利用
- ③ 健全かつ活力ある水産業の構築
- ④ 競争力ある水産業の構築
- ⑤ 水産業及び漁業地域が有する多面的機能の発揮

第Ⅱ期計画の進捗状況及び今後取り組むべき課題等

目標指標の推移

目標指標は統計データが確認できる以下の4項目。宮城県震災復興計画の再生期最終年度である平成29年度までに平成22年度の実績値に近づけることとした。



今後取り組むべき課題

- ・持続的で収益性の高い漁業・養殖業への転換
- ・新規就業者確保・育成対策の継続強化
- ・水産加工業者の経営安定に向けた原料不足等への対応
- ・水揚げから加工・流通まで一貫した衛生管理体制の構築
- ・漁港施設における長寿命化対策の計画的推進
- ・漁港施設等の有効活用や多面的機能のさらなる発揮
- ・沖合漁場におけるガレキの回収継続や沿岸漁場の磯焼け対策
- ・水産資源の持続的な利用に向けた資源管理の高度化

成長産業化を図っていくための計画として策定

水産業を巡る情勢の変化

【① 海洋環境の変化】
地球温暖化による海水温の上昇などにより、既に水揚げ魚種の変化、磯焼けの進行等が確認されている。

【③ 国による水産政策の改革】
国は、漁業の成長産業化に向けた「資源管理の高度化」、「沿岸漁業における海面利用制度の見直し」、「遠洋・沖合漁業許可制度の見直し」等を進めることとしている。

【② 国内市場の縮小】
人口減少と高齢化は今後も加速し、水産物消費量も増加は見込み難いため国内市場の縮小は避けられない見込み。

【④ スマート水産業の推進】
国は漁業管理や水産物流通の高度化に向けてICTやAI等の先端技術も活用したスマート水産業を推進することとしている。

【⑤ SDGsの推進】

世界的にSDGsの取組が推進されている。本県においても、SDGsの理念のもと持続可能な成長産業化を推進していくことが重要である。

【⑥ 激甚化する自然災害への対応】

近年、地球温暖化に伴う台風の大規模化、頻発化に対応した国土強靱化への取組や、地震や津波対策による安全・安心な地域づくりが求められている。このため、漁港施設機能強化事業や機能保全事業の取組を推進する必要がある。

【⑦ 環境指向の高まり】

近年、海洋プラスチックゴミが国際的な海洋環境問題として取り上げられており、水産業においても対応が必要となっている。一方、ブルーカーボンによるCO2の吸収効果が評価されてきており、温暖化対策に向けてその活用を推進する必要がある。

水産基本計画（第Ⅲ期）

持続的で収益性が高く、創造的な漁業・養殖生産体制の確立

漁業・養殖業

社会・経済環境の変化に対応できる流通・加工業の体制構築と水産物の販売力強化

流通・加工

将来にわたって持続する活力ある漁業地域とそれを支える人づくり

地域づくり
※基盤整備含む

人づくり

持続的な漁業を支える水域環境の保全・さらなる多面的機能の発揮

資源管理・環境保全

+ α

環境と調和した持続可能な活力ある水産業の確立